

## 自己資本の構成に関する開示事項

平成26年12月末

【連結】

(単位：百万円、%)

| 項目  | 経過措置による<br>不算入額 |
|---|-----------------|
| <b>コア資本に係る基礎項目</b>  |                 |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額  | 289,226         |
| うち、資本金及び資本剰余金の額   | 193,429         |
| うち、利益剰余金の額  | 95,797          |
| うち、自己株式の額(△)  | 0               |
| うち、社外流出予定額(△)   | -               |
| うち、上記以外に該当するものの額  | -               |
| コア資本に算入されるその他の包括利益累計額   | -               |
| うち、為替換算調整勘定   | -               |
| うち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第1項)によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額                                    | -               |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額   | -               |
| コア資本に係る調整後少数株主持分の額  | -               |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額  | 11,617          |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額   | 11,617          |
| うち、適格引当金コア資本算入額   | -               |
| 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額                      | -               |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第2項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額                         | 56,000          |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | -               |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 4,147           |
| 少数株主持分のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第1項又は第2項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額                         | 3,547           |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ)   | 364,539         |

| コア資本に係る調整項目                             |         |       |
|---|---------|-------|
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | -       | 8,015 |
| うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額              | -       | -     |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額       | -       | 8,015 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額                 | -       | 6,072 |
| 適格引当金不足額                                | -       | -     |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額                  | -       | -     |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額      | -       | -     |
| 退職給付に係る資産の額                             | -       | -     |
| 自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額          | -       | 2     |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額            | -       | -     |
| 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額                     | -       | -     |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額                      | -       | -     |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額     | -       | -     |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額   | -       | -     |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額       | -       | -     |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額                     | -       | -     |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額     | -       | -     |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額   | -       | -     |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額       | -       | -     |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ)                       | -       | -     |
| 自己資本                                    |         |       |
| 自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)                    | 364,539 | -     |

| リスク・アセット等   |           |  |
|---|-----------|--|
| 信用リスク・アセットの額の合計額  | 3,271,837 |  |
| 資産（オン・バランス）項目   | 3,191,465 |  |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額   | 18,776    |  |
| うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額 | 8,015     |  |
| うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額                                 | 6,072     |  |
| うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額                              | -         |  |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第1項又は第2項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額           | △4,529    |  |
| うち、上記以外に該当するものの額  | 9,218     |  |
| オフ・バランス取引等項目  | 70,703    |  |
| CVAリスク相当額を8%で除して得た額   | 9,668     |  |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額   | -         |  |
| マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額  | -         |  |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額   | 223,781   |  |
| 信用リスク・アセット調整額   | -         |  |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額  | -         |  |
| リスク・アセット等の額の合計額 (二)   | 3,495,619 |  |
| 連結自己資本比率  |           |  |
| 連結自己資本比率（(ハ) / (二)）   | 10.42 %   |  |
| 連結総所要自己資本額（(二) × 4 %）   | 139,824   |  |

## 【単体】

(単位：百万円、%)

| 項目  |         | 経過措置による<br>不算入額 |
|---|---------|-----------------|
| <b>コア資本に係る基礎項目</b>  |         |                 |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額  | 281,305 |                 |
| うち、資本金及び資本剰余金の額   | 171,102 |                 |
| うち、利益剰余金の額  | 110,332 |                 |
| うち、自己株式の額(△)  | 129     |                 |
| うち、社外流出予定額(△)   | -       |                 |
| うち、上記以外に該当するものの額  | -       |                 |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額   | -       |                 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額  | 9,672   |                 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額   | 9,672   |                 |
| うち、適格引当金コア資本算入額   | -       |                 |
| 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額                      | -       |                 |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第2項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額                         | 56,000  |                 |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | -       |                 |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 4,147   |                 |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ)   | 351,124 |                 |
| <b>コア資本に係る調整項目</b>  |         |                 |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額   | -       | 7,822           |
| うち、のれんに係るものの額   | -       | -               |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額   | -       | 7,822           |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額   | -       | 6,009           |
| 適格引当金不足額  | -       | -               |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額  | -       | -               |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額  | -       | -               |
| 前払年金費用の額  | -       | -               |
| 自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額  | -       | 2               |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額  | -       | -               |
| 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額   | -       | -               |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額  | -       | -               |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額   | -       | -               |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額   | -       | -               |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額   | -       | -               |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額   | -       | -               |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額   | -       | -               |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額   | -       | -               |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額   | -       | -               |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ)   | -       |                 |
| <b>自己資本</b>   |         |                 |
| 自己資本の額(イ)-(ロ)(ハ)  | 351,124 |                 |

| リスク・アセット等  |           |  |
|--|-----------|--|
| 信用リスク・アセットの額の合計額   | 3,245,843 |  |
| 資産（オン・バランス）項目  | 3,164,968 |  |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額  | 18,519    |  |
| うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によらずとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）に係るものの額 | 7,822     |  |
| うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によらずとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額                                   | 6,009     |  |
| うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によらずとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額                                   | -         |  |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第1項又は第2項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額                | △4,529    |  |
| うち、上記以外に該当するものの額   | 9,218     |  |
| オフ・バランス取引等項目   | 71,100    |  |
| CVAリスク相当額を8%で除して得た額  | 9,774     |  |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額  | -         |  |
| マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額   | -         |  |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額  | 214,409   |  |
| 信用リスク・アセット調整額  | -         |  |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額   | -         |  |
| リスク・アセット等の額の合計額 (二)  | 3,460,253 |  |
| 自己資本比率   |           |  |
| 自己資本比率（(ハ) / (二)）  | 10.14 %   |  |
| 単体総所要自己資本額（(二) × 4 %）  | 138,410   |  |